（運行指示書による指示等）

第九条の三　一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

一　（略）

二　乗務員等の氏名

三・四　（略）

五　乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六　乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者等に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者等が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3　一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者等に第七条第三項に規定する業務を行わせることとなった場合には、当該業務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者等に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4　（略）

（運転者等台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二　（略）

三　運転者等の氏名、生年月日及び住所

四　雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五　運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ～ハ　（略）

六　事故を引き起こした場合は、その概要

七　道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

八　運転者等の健康状態

九　運転者に対しては、第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十　運転者等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

（運行指示書による指示等）

第九条の三　一般貨物自動車運送事業者等は、第七条第三項に規定する乗務を含む運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

一　（略）

二　乗務員の氏名

三・四　（略）

五　乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六　乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、前項に規定する運行の途中において、同項第一号又は第三号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第四号から第七号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させなければならない。

3　一般貨物自動車運送事業者等は、第一項に規定する運行以外の運行の途中において、事業用自動車の運転者に第七条第三項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第一項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行わなければならない。

4　（略）

（運転者台帳）

第九条の五　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、第一号から第八号までに掲げる事項を記載し、かつ、第九号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。

一・二　（略）

三　運転者の氏名、生年月日及び住所

四　雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

五　道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ～ハ　（略）

六　事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

（新設）

七　運転者の健康状態

八　第十条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

九　運転者台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

2　一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。